

第6回 働き方改革モニタリング調査について

公益社団法人全日本トラック協会
2024年3月

1. 調査概要

(1) 実施方針

全日本トラック協会は 2018 年 3 月に「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」(以下、アクションプラン)を策定し、2024 年度にはドライバーの時間外労働時間が年 960 時間超となるトラック運送事業者の割合をゼロ%とする目標を掲げている。このため、この目標の確実な実現に向けて、トラック運送事業者の働き方改革の進捗をモニタリングしている。

■アクションプランの達成目標：時間外労働年 960 時間超のトラック運転者が発生する事業者の割合

令和 3 年度 (2022年3月末まで)	施行後3年目	25 %
令和 4 年度 (2023年3月末まで)	施行後4年目	20 %
令和 5 年度 (2024年3月末まで)	施行後5年目	10 %
令和 6 年度 (2024年4月1日～)	適用開始年度	0 %

※ 今回調査 (第 6 回、2023 年 10 月時点) の水準は施行後 5 年目の途中に相当

(2) 調査期間

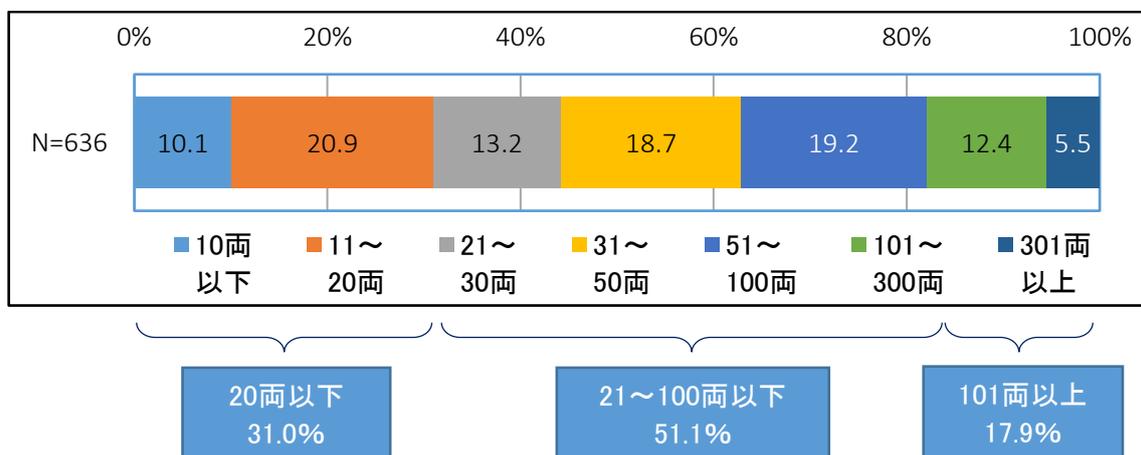
- ・ 2024 年 1 月に調査実施 (2023 年 10 月時点の状況を回答)。

(3) 調査対象と回収数

- ・ 調査対象 : 1,154 事業者 (前回調査と同じ事業者)
- ・ 集計対象数 : 636 事業者 (集計率 55.1%、2024 年 3 月 4 日までの回収分を対象とした)
- ・ 調査方法別回収数 : 郵送回答 356 (56.0%)、Web 回答 280 (44.0%)

(4) 回答事業者の保有車両規模

図表 1 保有車両台数規模 (会社全体)



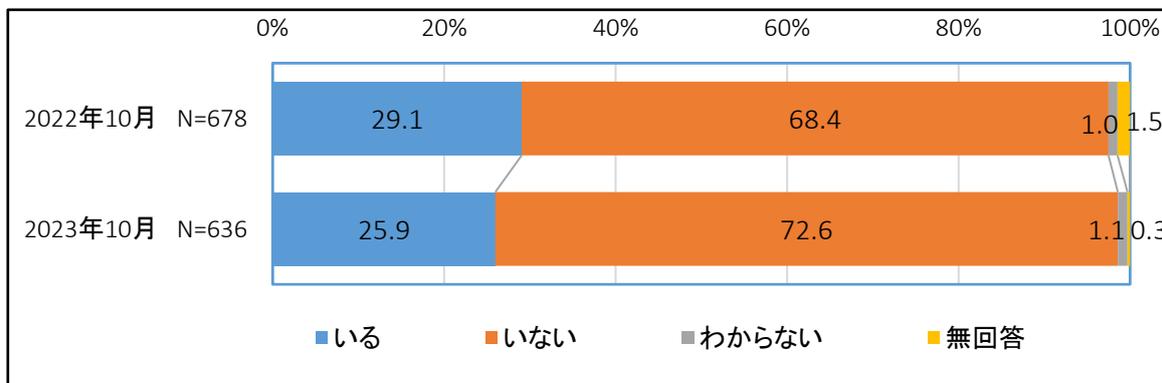
注：構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない (以下同様)。

2. 時間外労働時間の上限を超える従業員の有無^{*1}

■ドライバー

- ・時間外労働時間(法定休日労働を含まない)が年 960 時間を超えるドライバーがいるかを尋ねたところ、「いる」の割合は 25.9 %で前回調査よりも低下した(前回調査 29.1 %)

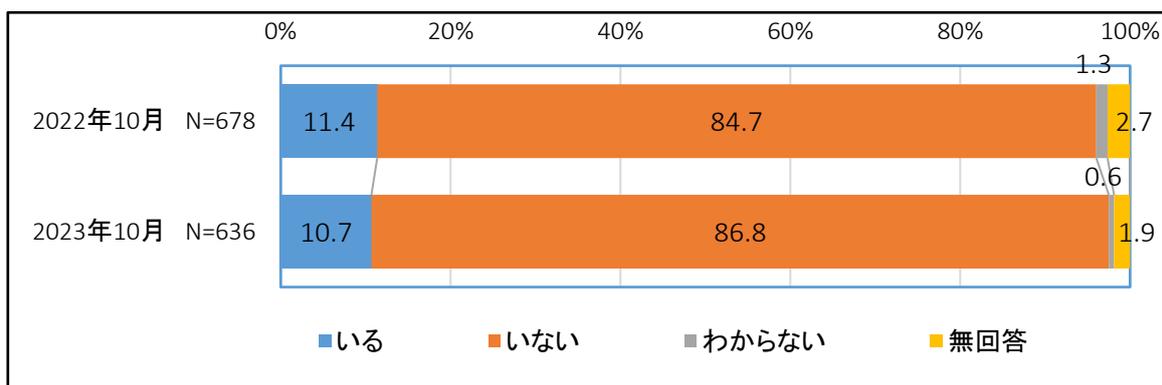
図表 2 時間外労働時間が960時間超となるドライバーの有無



■ドライバー以外の一般労働者

- ・時間外労働時間(法定休日労働を含まない)が年 720 時間を超える一般労働者がいるかを尋ねたところ、「いる」の割合は 10.7 %で前回調査よりも僅かに少なくなった(前回調査 11.4 %)

図表 3 時間外労働時間が720時間超となる一般労働者の有無



3. 月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率^{*2}

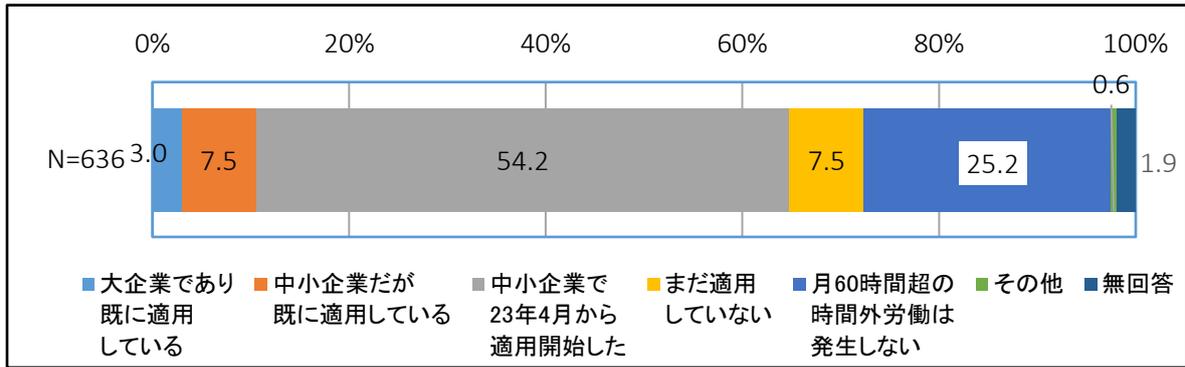
- ・月 60 時間超の時間外労働に対する時間外割増賃金率引き上げ (25 %→ 50 %、中小企業でも 2023 年 4 月から適用) について、対応しているかを尋ねたところ、「60 時間超の残業に割増賃金率 50 %を適用している」は 64.8 % (内訳は「大企業でありもともと適用」が 3.0 %、「中小企業だが以前から適用」が 7.5 %、「2023 年 4 月から適用開始した」が 54.2 %) であった。「月 60 時間超の時間外労働が発生する労働者はいない」(25.2 %) を加えると約 9 割が対応できている状態にある。
- ・「まだ適用していない」は 7.5 %であった。

*1 ドライバーの時間外労働時間の上限は 2024 年 4 月から年 960 時間。

ドライバー以外の一般労働者(運行管理者や事務職等)については時間外労働時間が 36 協定の限度を超える場合に付す特別条項がある場合、上限は年 720 時間である(大企業は 2019 年 4 月から、中小企業は 2020 年 4 月から適用)。

*2 月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は、中小企業でも 2023 年 4 月より 25 %から 50 %へ引き上げられた。

図表4 60時間超の時間外労働に対する時間外割増賃金率引き上げ

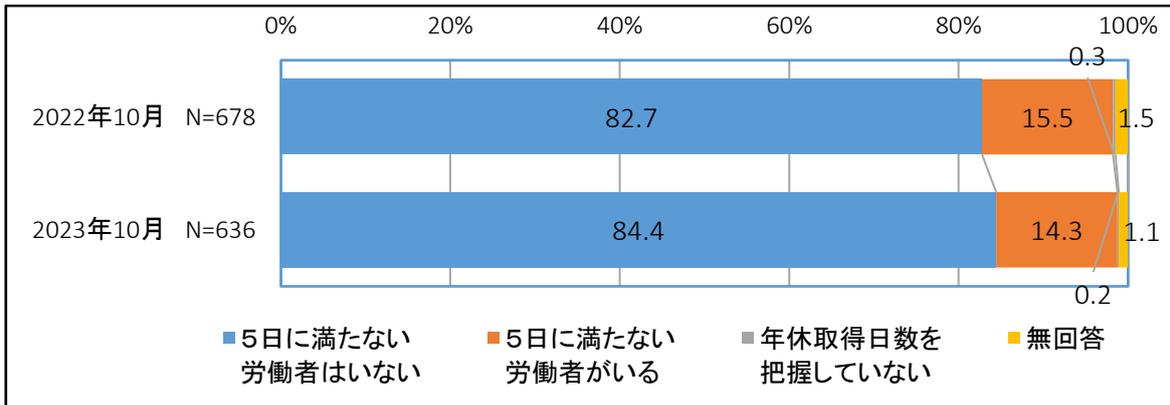


4. 年休の取得*

■ドライバー

- ・年次有給休暇付与日数が10日以上となるドライバーについて、年休を5日以上取得させているかを尋ねたところ、「年休取得日数が5日に満たない労働者はいない」が84.4%であった。「年休取得日数が5日に満たない労働者がいる」は14.3%であった。

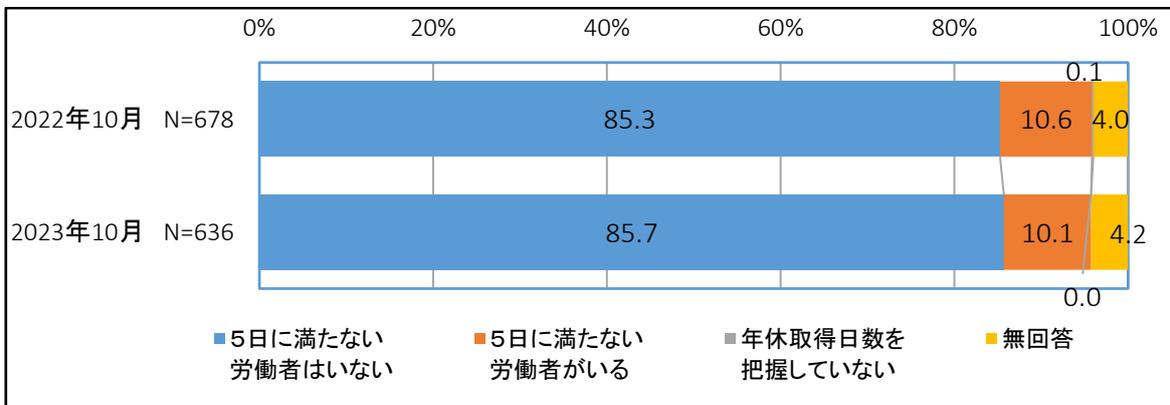
図表5 年休の取得状況（ドライバー）



■ドライバー以外の一般労働者

- ・同様に、一般労働者では「年休取得日数が5日に満たない労働者はいない」は85.7%であった。「年休取得日数が5日に満たない労働者がいる」は10.1%であった。

図表6 年休の取得状況（一般労働者）



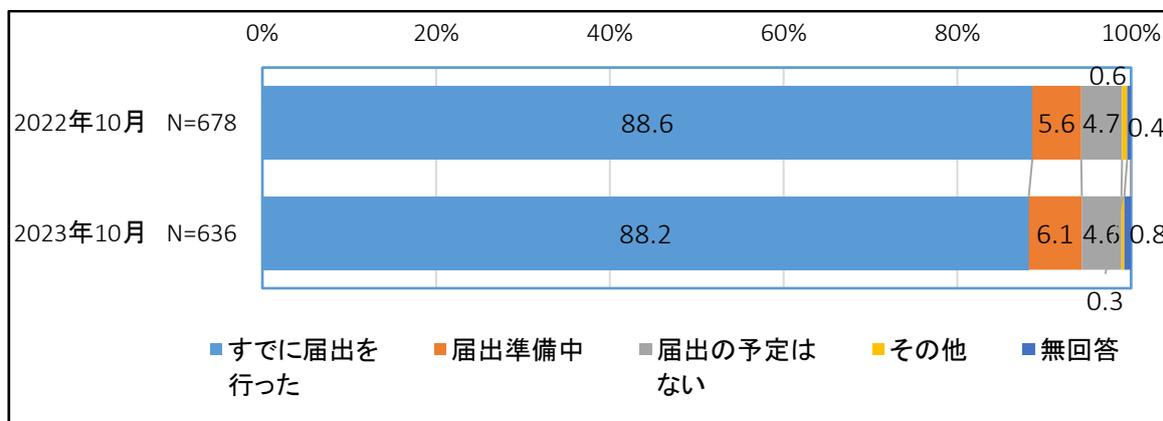
*1 2019年4月から、年次有給休暇の付与日数が10日以上となる労働者を対象に、付与された日数のうちの5日分について個人別に取得時季を指定することが使用者に義務付けられた（年5日の年休付与義務付け）。この義務付けは企業規模に関係なく適用される。

5. 標準的な運賃の届出・適用状況

■「標準的な運賃」の届出状況

- 標準的な運賃の届出を行ったかどうかを尋ねたところ、「すでに届出を行った」は 88.2 %、「届出準備中」は 6.1 %、「届出の予定はない」は 4.6 %であった。

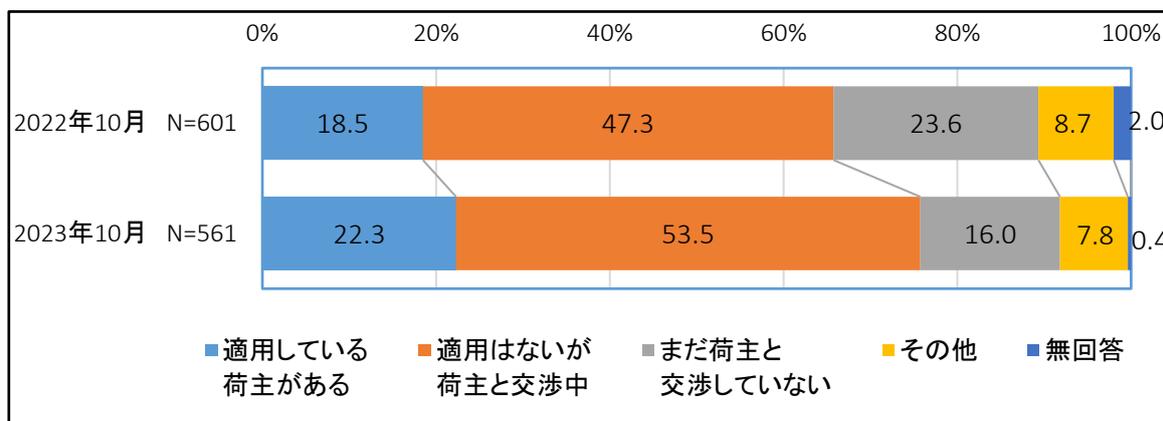
図表7 「標準的な運賃」の届出状況



■「標準的な運賃」の適用状況

- 標準的な運賃を「すでに届出を行った」とする回答者（561件）に、これを荷主に適用しているかどうかを尋ねたところ、「標準的な運賃を適用している荷主がある」は 22.3 %、「適用した事例はないが、荷主と交渉中」は 53.5 %であった。「まだ荷主と交渉していない」は 16.0 %で前回調査から減っている（前回 23.6 %）。

図表8 「標準的な運賃」の適用状況



6. ドライバーの賃上げ状況

- ドライバーの最近の賃上げ状況を尋ねたところ、「賃上げを行った」が 69.3 %であった。また平均の賃上げ率は 4.4 %であった。

図表9 最近のドライバーの賃上げ状況

